

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案要綱

- 一 平成十五年度において特例として、国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法による年金たる保険給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律により政府が支給することとされた年金である給付、特例障害農林年金及び特例遺族農林年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法並びに私立学校教職員共済法による年金である給付について、国民年金法等の規定にかかわらず、平成十三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十四年の年平均の消費者物価指数の比率を基準として改定すること。
- 二 この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。
- 三 平成十五年四月から九月までの月分の児童扶養手当の額については、児童扶養手当法の規定による額の改定の措置を講じないこととする。